

【花粉症の予防方法】外に干した洗濯物や布団について花粉は、払い落としてから取り込みましょう。

国民年金保険料の納付が困難な学生は 年金 学生納付特例の申請を

日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

学生の方であっても加入の手続きは必ず必要です。ただし、20歳以上の学生の方で保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」といって、在学中の保険料の納付が猶予される制度がご利用いただけます。

●対象となる方

日本国内にある大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が二年以上の課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が基準以下の方。

※夜間・定時制課程や通信課程の学校も含まれます。なお一部海外大学の日本分校も対象になります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

●「納付」「学生納付特例」「未納」の違い

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料納付期間と免除期間があわせて最低25年（300ヶ月）あることが必要となります。学生納付特例を受けた期間は、この受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。

※ただし、承認を受けた年度から起算して3年度以降は当時の保険料に一定の金額が加算されますので、注意ください。又、申請が遅れて「未納」となつている場合、20歳以降の申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害基礎年金の申請ができなくなる場合もありますので、注意ください。

▼申請先＝役場 保険課又は年金事務所

▼必要なもの＝年金手帳、学生証（写し）又は在学証明書（原本）、印かん

●保険課 高齢者年金係

●所得の基準

118万円十扶養親族の数×38万円で計算した額以下。

☎ 028(622)4222
●宇都宮西年金事務所

☎ 028(622)4222
●宇都宮西年金事務所

デマンド交通『かみたん号』の車両内に広告を掲載しませんか ～広告主を募集します～

デマンド交通で使用している車両内に、広告を掲載してくださる広告主を募集いたします。会社のPR、イベントの宣伝などができるので是非ご活用ください。車内広告の掲載を希望する場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

- 掲載できる人は…企業又は個人事業者など
- 掲載できない広告は…法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるものなど。詳しくは町ホームページをご覧ください。
- 掲載期間は…平成26年度（1か月単位で申込み可）
- デマンド交通の実績… 1日あたり平均利用人数 20～30人/台
1月平均運行日数 20日（土・日・祝日・年末年始を除く、平日に運行）

▶問い合わせ先＝企画課 政策調整係 ☎ 56 9118

国民健康 保険

職場の健康保険に加入したとき、やめたときは届け出が必要です

会社に勤める」とになり職場の健康保険（健康保険組合・共済組合など）に加入した場合や、その健康保険の被扶養者になった場合、また職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入するときは、14日以内に国民健康保険への届け出が必要となりますので、次のものを持参のうえ、手続きをしてください。

【職場の健康保険に加入したとき】

届け出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・職場の健康保険被保険者証

▼手続き先＝住民生活課 総合窓口係

職場の健康保険資格取得後は国民健康保険を使用しないでください

- 職場の健康保険などに加入し、その健康保険証が交付されるまでの間に国民健康保険証で診療を受けると、国民健康保険が負担した医療費を後日返金していただことになります。

例)自己負担割合が3割の方は、7割分を国保に返金
保に返金

1割の方は、9割分を国保に返金

【花粉症の予防方法】花粉の飛散が多い日は、ドアや窓は閉めて花粉の侵入を防ぎましょう。

国民健康保険に返金していただいた分は職場の健康保険に申請することにより返還されますので、最終的な負担は変わりませんが、保険分を一時的に立て替える必要や、申請の手続きをしなければならないなど、経済的・時間的負担になると思われます。

【職場の健康保険をやめて、国民健康保険に加入するとき】

届け出に必要なもの

- ・職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書、退職証明書など）
- ・印かん

▼手続き先＝住民生活課 総合窓口係

職場の健康保険資格取得後は国民健康保険

- 職場の健康保険などに加入し、その健康保険証が交付されるまでの間に国民健康保険証で診療を受けると、国民健康保険が負担した医療費を後日返金していただことになります。

▼問い合わせ先＝

保険課 国保係

☎(56)9134

市町村税滞納ぼく滅月間2014 ~あなたの税が未来を拓く~

◆全県下一斉の取組

町では、納税の公平と税収の確保を図るため、3月～5月を「市町村税滞納ぼく滅月間2014」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

町では税収確保に向け、次のような取組みを行っています

納税相談

町税等を納期限内に納めることができない方の相談を受け付けています。

納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に對し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査

滞納者の給与を差押えするため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押えを行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

▶問い合わせ先＝税務課 納税係 ☎(56)9121